



発行 東京都

目次

告示

- 公益社団又は公益財団法人への移行（十一件）…
- 建設業法第二十九条の二による告示…
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）…
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の変更、辞退及び廃止…
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定…
- 東京都知事表彰…
- 開発行為に関する工事完了…
- 特定漁港漁場整備事業計画変更案の縦覧…

告示

（港湾局離島港湾部管理課）…一六

●東京都告示第千五百六十九号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十四条の認定を受け、平成二十三年四月一日付けで主たる事務所の所在地において解散の登記及び設立の登記をした旨、次に掲げる法人から同法第六十六条第二項の規定による届出があつたので、同法第八十一条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月十一日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 法人コード A〇〇四〇九六
- 二 法人の名称 社団法人港区シルバー人材センター
- 三 認定を受けた後の法人の名称 公益社団法人港区シルバー人材センター
- 四 代表者の氏名 石井 三男
- 五 主たる事務所の所在場所 東京都港区南麻布二丁目五番二十六号
- 六 公益目的事業 就業等の活動機会の開拓及び提供により高齢者の社会参加を促進する事業
- 七 収益事業等

該当なし
旧主務官庁の名称
東京都知事

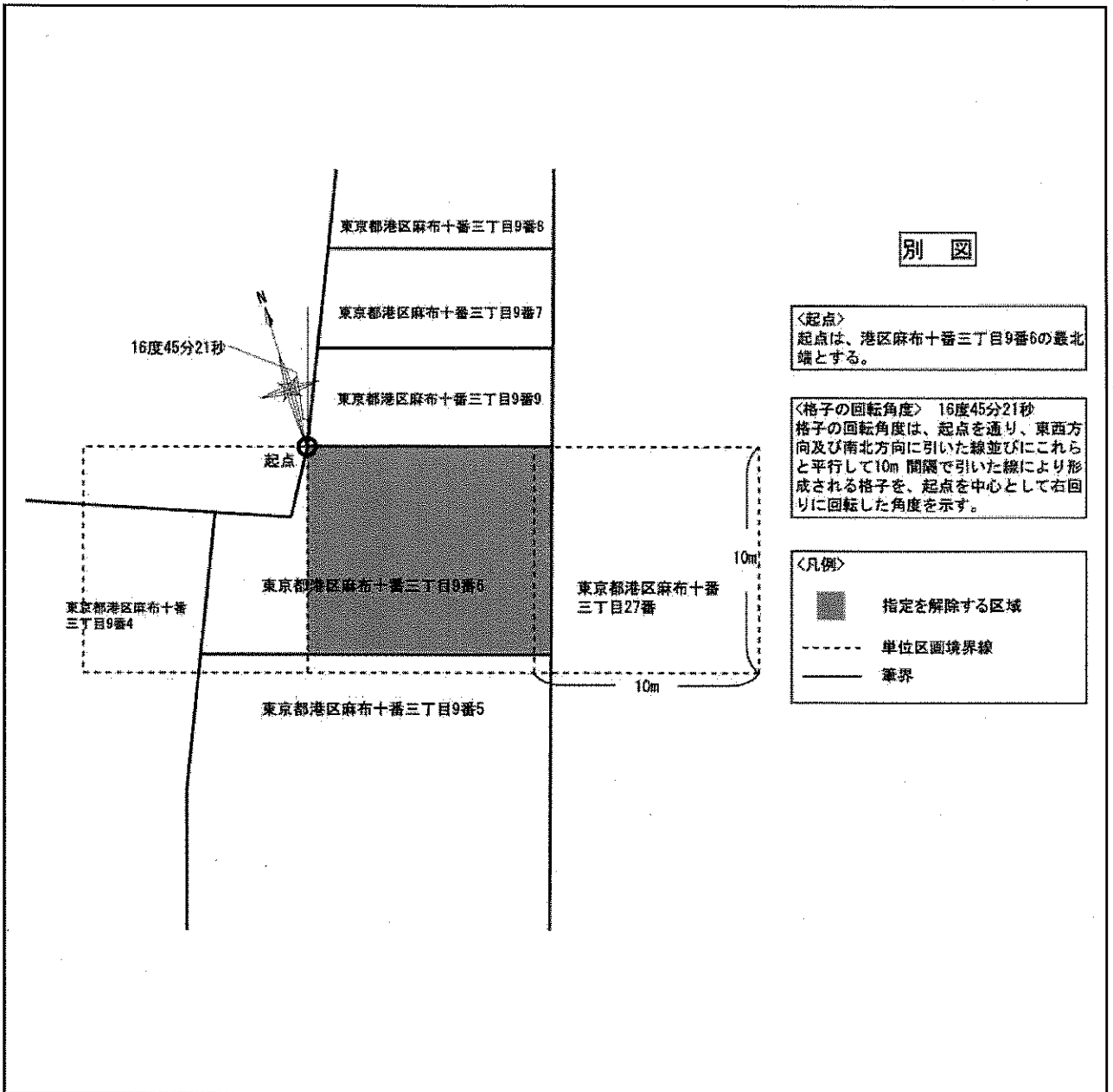
●東京都告示第千五百七十号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十四条の認定を受け、平成二十三年四月一日付けで主たる事務所の所在地において解散の登記及び設立の登記をした旨、次に掲げる法人から同法第六十六条第二項の規定による届出があつたので、同法第八十一条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月十一日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 法人コード A〇〇四一三〇
- 二 法人の名称 社団法人墨田区シルバー人材センター
- 三 認定を受けた後の法人の名称 公益社団法人墨田区シルバー人材センター
- 四 代表者の氏名 大屋 善次郎
- 五 主たる事務所の所在場所 東京都墨田区文花一丁目三十二番一〇一〇一号
- 六 公益目的事業 就業等の活動機会の開拓及び提供により高齢者の社会参加を促進する事業



別図

<起点>
起点は、港区麻布十番三丁目9番6の最北端とする。

<格子の回転角度> 16度45分21秒
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を中心として右回りに回転した角度を示す。

<凡例>

- 指定を解除する区域
- 単位区画境界線
- 筆界

●東京都告示第千五百八十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

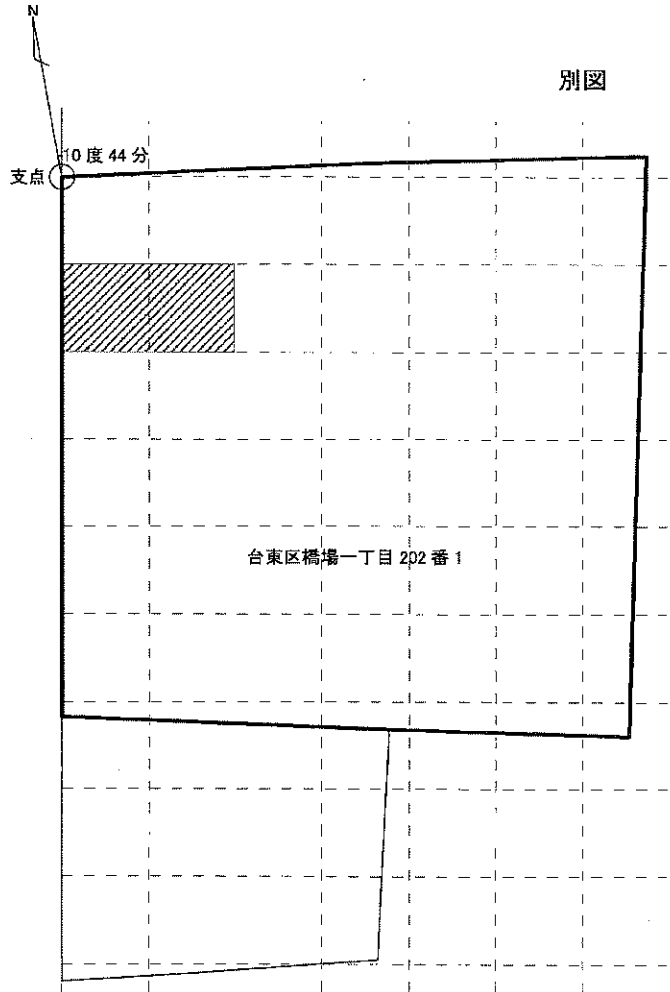
平成二十三年十一月十一日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(台東区橋場一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【支点】

支点は、台東区橋場一丁目 202 番 1 の最北端とする。

【格子の回転角度】 10度 44分

格子の回転角度は、支点を通り、東西南方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千五百八十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月十一日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区東品川五丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

○宅地建物取引業法による行政処分……………

……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)…

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…

○都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………

……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)…

告示

●東京都告示第七百四十四号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社サークル・トゥルース

- (二) 代表者氏名 代表取締役 対馬 康弘
- (三) 主たる事務 千代田区有楽町二丁目三番二号 所の所在地
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九三五四四号
- (五) 免許年月日 平成二十三年十一月四日
- 二 処分年月日 平成二十八年十月七日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第七百四十五号

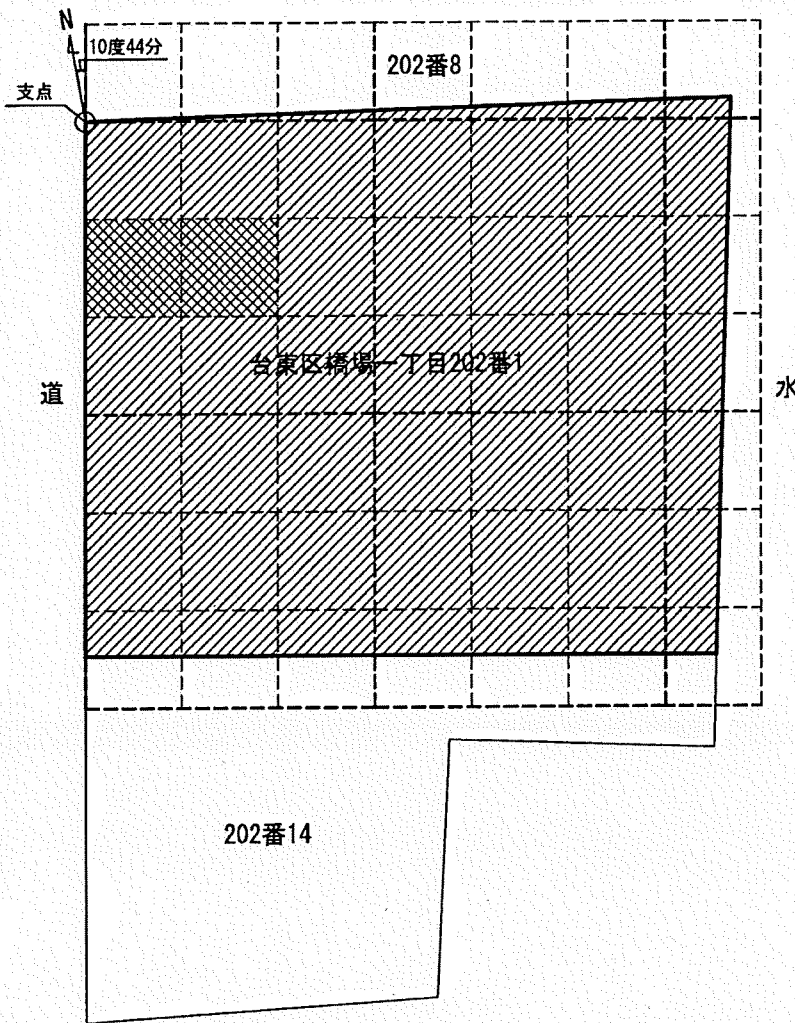
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十月十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(台東区橋場一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)
- 形質変更時要届出区域
(平成23年東京都告示第1583号
により指定した区域)

【支点】

支点は、台東区橋場一丁目202番1の最北端とする。

【格子の回転角度 10度44分】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十月十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 三宅循環

二 変更の区間 三宅島三宅村伊ヶ谷二百二十四番地先から同所百九十三番地内まで

三 変更の概要 別図表示のとおり